

法令及び定款にもとづくインターネット開示事項

■事業報告の「V 会社の体制及び方針」の

「1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」及び

「2. 会社の支配に関する基本方針」

■計算書類の「株主資本等変動計算書」及び

「個別注記表」

■連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び

「連結注記表」

第96期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）

法令及び当社定款第17条の規定にもとづき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.toei.co.jp/company/>）に掲載することにより、株主の皆様にご提供しているものであります。



東映株式会社

V 会社の体制及び方針

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、取締役会において次のとおり基本方針を定めております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①「東映コンプライアンス指針」及び「コンプライアンス・リスクマネジメント規程」の周知及び遵守の徹底をはかる。
- ②「コンプライアンス・リスクマネジメント規程」に基づき設置した「コンプライアンス・リスクマネジメント委員会」を中心に、具体的な課題を洗い出し、課題ごとにコンプライアンスの推進をはかる。
- ③「コンプライアンス・リスクマネジメント規程」に基づき設置した「東映グループホットライン」の適切な運用をはかる。

(2) 財務報告の信頼性を確保するための体制

「財務報告に係る内部統制基本規程」に基づき信頼性ある財務報告体制の整備、運用に取り組むが、その基本方針は次のとおりとする。

- ①適正な財務報告を確保するための全社的な方針や手続きを周知徹底し、適切に整備し、運用する。
- ②財務報告の重要な事項に虚偽記載が発生するリスクの評価と対応、及びリスクを低減するための体制を適切に整備し、運用する。
- ③真実かつ公正な財務報告に関する情報が識別、把握及び処理され、適切な者に適時に伝達される仕組みを整備し、運用する。
- ④財務報告に係る内部統制に関するモニタリングの体制を適切に整備し、運用する。
- ⑤財務報告に係る内部統制に関するITに対し、適切な対応をする。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

稟議書、取締役会議事録その他の職務の執行に係る情報について、各々の管理基準に基づき、適切な保存・管理を行う。

(4) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- ①「コンプライアンス・リスクマネジメント規程」及び「内部統制委員会規程」に基づき、適切なリスク管理体制を構築する。
- ②監査部は、「内部監査規程」に基づき、定期的に内部監査を実施し、各部署に対してリスク管理体制の改善に関する助言・提案を行う。

(5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①「組織規程」及び「決裁権限規程」により、各部署の業務分掌及び各部長等の職務権限を明確にし、効率的な職務執行に資する体制の整備をはかる。
- ②急な検討を要する重要事項等が生じた場合は、取締役社長及び担当取締役等で構成する常務会又は常勤取締役等で構成する常勤取締役会を開催し、適宜必要事項を協議して対処する。

(6) 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①「内部統制委員会規程」及び「関係会社管理取扱規程」に基づき、経営戦略部グループ戦略室を中心に、各グループ会社と連携して、グループ全体の業務の適正の確保をはかる。
- ②「東映コンプライアンス指針（コンプライアンス・リスクマネジメント規程）」を周知するとともに、各グループ会社においても、それぞれの事業内容や規模、上場・非上場の別等を勘案して、当社に準じたコンプライアンス指針等を制定し、その周知及び遵守の徹底をはかる。

- ③ 各グループ会社の取締役会の構成員として当社役職員を複数名選任し、各グループ会社の業務の適正に関する監督を行う。
- ④ 東映グループ社長会議を定期的開催し、各グループ会社との連絡を密にするとともに意思疎通をはかり、グループ全体の業務の適正の確保に資する。
- ⑤ 法令等違反行為及びリスクの早期発見並びにそれらへの早期対応のため、当社に「東映グループホットライン」を設置し、その業務を当社の経営組織から独立した外部の業者に委託するとともに、各グループ会社に関する通報も受け付ける窓口と位置づけて適切な運用をはかる。
- ⑥ 各グループ会社は、「関係会社管理取扱規程」に基づき適切な内部統制環境を整備するとともに、各グループ会社の事業内容や規模、上場・非上場の別等を勘案して、当社に準じたリスク管理体制を構築する。
- ⑦ 各グループ会社は、業務分掌規程、職務権限規程その他の社内規程に基づき、効率的な職務執行に資する体制の整備をはかる。
- ⑧ 当社監査部は、「内部監査規程」に基づき、グループ会社においても内部監査を実施し、当社グループの業務の適正の確保のために助言・提案を行う。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

① 監査役補助者

監査役の要請に応じ、必要な員数等について監査役と協議のうえ、監査役の職務を補助すべき使用人を設置し、当該使用人が監査役から指示を受けた業務に関する指揮命令権は監査役に属するものとする。

② 監査役補助者の独立性

監査役を補助する使用人の取締役からの独立性を確保するために、当該使用人の異動等の人事及び懲戒その他の不利益な取扱いに関しては、監査役と事前に協議して同意を得る。

(8) 監査役への報告に関する体制

- ① 取締役は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したとき、又は著しい損害が現に発生したときは、直ちに監査役会に報告する。
- ② 取締役及び使用人は、監査役会の要請があった場合は、監査役会に出席し、要請に応じて報告又は資料の提出を行う。
- ③ 監査部は、内部監査の結果について監査対象である部署又はグループ会社へ通知した内容を常勤監査役に報告する。
- ④ 監査部は、「東映グループホットライン」の運用状況について、定期的に常勤監査役に報告する。
- ⑤ 「東映グループホットライン」への通報を行った者及び上記①乃至④の報告を行った者が、当該通報又は報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けることを禁止する。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役から、監査を適切に行う環境に問題があると指摘された場合には、担当取締役又は取締役会へ、監査役と協議のうえ、必要な是正措置を講ずる。
- ② 監査役がその職務の執行について生ずる必要な費用の処理又は前払い等を請求したときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(当該体制の運用状況)

- ① 「東映コンプライアンス指針」「コンプライアンス・リスクマネジメント規程」を周知するなど、コンプライアンスの浸透、リスクマネジメントの強化に努めております。また、ハラスメント防止対策やメンタルヘルス対策等を目的として、当社の全従業員に対し、eラーニングによる研修を実施しております。なお、当事業年度においては、「コンプライアンス・リスクマネジメント常任委員会」を2回開催し、コンプライアンス及びリスクマネジメントの推進について議論をしております。

- ② 当社グループを対象とした外部の独立した通報窓口「東映グループホットライン」を設置し、法令等違反行為及びリスクの早期発見・対応に努めております。
- ③ 経営戦略部グループ戦略室を中心に各グループ会社と連携するとともに、各グループ会社の取締役会の構成員として当社役職員を複数名選任し、各グループ会社の業務の適正に関する監督をしております。また、当事業年度において、東映グループ社長会議を2回、東映グループ監査役会議を4回開催し、意思疎通をはかっております。
- ④ 財務報告の信頼性を確保するために「財務報告に係る内部統制基本規程」を制定しており、毎年、取締役会において、監査部から財務報告に係る内部統制の評価結果について報告を行っております。
- ⑤ 取締役会は、「取締役会規程」に基づき、原則月1回の取締役会を開催し、法令や定款等に定められた事項や経営に関する重要事項の決議を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。なお、当事業年度においては、取締役会を13回開催しております。
- ⑥ 監査役会は、監査基本計画において、社内常勤監査役と社内外の非常勤監査役の職務分担を每期定め、高度な情報収集力と強固な独立性とを組み合わせ、実効性の高い監査活動を行っております。また、代表取締役社長と定期的に意見交換を行うほか、監査部と連携しつつ、監査の実効性向上をはかっております。なお、当事業年度においては、監査役会を14回開催しております。

2. 会社の支配に関する基本方針

(1) 当社における企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の取組みについて

当社は1951年の創立以来、半世紀を越えて、幅広いファンの皆様に支えられ、映画・テレビ・ビデオ・アニメーションその他多様な映像の製作と多角的な営業により、質高く健全なエンタテインメントを提供することに努めてまいりました。

2018年4月、「東映グループ企業理念」「東映グループ経営ビジョン2020」を策定・公表いたしました。

「東映グループ企業理念」は映像製作の絶え間ない継続による『全世界で人々に愛されるエンタテインメントの創造発信』を理念としながら、「映像を中心に明日への糧となるエンタテインメントの創造発信」「キャラクターの創出と育成による日常への癒しの提供」「くつろぎと感動をもたらす非日常の場とサービスの提供」を三位一体として企業活動に従事してまいります。

映像部門につきましては、多様化するメディアに柔軟に対応する企画製作体制を構築し、東西両撮影所とデジタルセンターの一体運営や東映アニメーション新スタジオとの連携を強化して、娯楽性豊かなコンテンツの提供をはかってまいります。

さらにアニメーションや特撮ヒーロー作品などから生まれるキャラクター事業は海外展開も視野に、新規創出も検討して拡充してまいります。

また、娯楽発信の拠点としてはティ・ジョイのシネコン事業はもとより京都太秦映画村などのインフラ事業、東映チャンネルや東映特撮ファン倶楽部などの放送メディアや配信アプリ事業などにも力を入れてまいります。

「東映グループ経営ビジョン2020」はグループとして、2020年のその先も質高く健全なエンタテインメントを創造発信していく『総合コンテンツ企業』を確立するために、グループ各人が「創造力」「実現力」「行動力」の三位一体の力を発揮し、結集できる体制の構築を目指します。

(2) 大規模買付行為（注1）に対する考え方

当社は、上記のとおり企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に真摯に取り組んでおります。しかしながら、我が国の資本市場においても、時として、対象となる会社の経営陣との十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、株主への十分な情報の開示もなされない段階で、突如として大規模買付行為を強行するといった動きが見られることは否定できません。また、大規模買付行為の中には、その目的等から判断して企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損するおそれのあるものや、その態様等から大規模買付行為に応じることを株主の皆様が強要するおそれのあるものが含まれる可能性もあります。

もとより、大規模買付者（注2）による大規模買付行為に際し、当社株券等を売却するか否かは、

最終的には当社株券等を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると当社取締役会は考えております。従って、当社取締役会は、大規模買付行為を一概に否定するものではありません。しかしながら、当社及び当社グループが培ってきたビジネスモデルは、日本の映像文化の中心的役割を果たしてきた劇場映画、テレビ映画、アニメ作品を展開することを核とするものであり、これを十分に理解することなく当社及び当社グループの企業価値を向上させることは困難であると思料されます。

そこで、当社取締役会は、株主の皆様が大規模買付者による大規模買付行為を評価する際、大規模買付者から一方的に提供される情報のみならず、現に当社の経営を担い当社の事業特性を十分に理解している当社取締役会の大規模買付行為に対する意見等も含めた十分な情報が、適時・適切に株主の皆様へ提供されることが極めて重要になるものと考えております。

(注1)「大規模買付行為」とは、株券等の保有割合を20%以上とすることを目的とした当社株券等の買付行為、又は結果として株券等の保有割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為等（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。）をいうものとします。なお、あらかじめ当社取締役会が同意したものを除くこととします。

(注2)「大規模買付者」とは、大規模買付行為を行う者及び行おうとする者をいいます。

(3) 買収防衛策導入の目的と基本的な枠組み

以上を踏まえ、当社取締役会は、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるか否かを株主の皆様が判断するに当たり必要かつ十分な情報・時間及び当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保するために、一定の合理的な仕組みが必要不可欠であると判断しております。当社取締役会は、大規模買付行為が、このような大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）に従って行われることが、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資すると考えております。

当社は、2007年に「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入し、2010年、2013年及び2016年に一部変更した上で継続することを決議いたしました（以下、変更後の対応策を「本対応策」といいます。）。いずれもその年の定時株主総会において、株主の皆様からご承認をいただいております。

本対応策において、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会により最終的に判断される場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置として新株予約権の無償割当ての実施を決議することができるものとします。その場合には、大規模買付者及びそのグループによる権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該大規模買付者等以外の者から当社株式と引き換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以下に規定されます。）により割当てます。

なお、特別委員会は、勧告を行うに際し、対抗措置の発動に関して、あらかじめ株主の皆様のご意思を確認するための株主総会（以下、「株主意思確認総会」といいます。）を開催するべき旨の留保を付することができるものとし、当該留保が付された場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、株主意思確認総会の招集に関して決議することができるものとします。

さらに、上記にかかわらず、当社取締役会が、取締役の善管注意義務に照らし株主の皆様のご意思を確認することが適切であると判断した場合にも、当社取締役会は、株主意思確認総会を招集し、対抗措置の発動又は不発動に関する株主の皆様のご意思を確認することができるものとします。

株主意思確認総会の決議は、出席株主の皆様の議決権の過半数によって決するものとし、株主意思確認総会において対抗措置を発動することが可決された場合には、当社は対抗措置を発動するものとします。他方、株主意思確認総会において対抗措置を発動することが否決された場合には、当社は対抗措置を発動しないものとします。

(4) 本対応策の合理性について

本対応策は、以下のとおり、高度な合理性を有しております。

① 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること等

本対応策は、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

また、本対応策は、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の趣旨も踏まえた内容となっております。

② 当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本対応策は、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間、あるいは当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保すること等を可能にするものであり、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

③ 株主の合理的意思に依拠したものであること

本対応策の有効期間は、2016年6月29日開催の第93期定時株主総会の終結後から2019年6月開催予定の2019年3月期に関する当社の定時株主総会の終結の時までとなっており、有効期間の満了前であっても、株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議によって本対応策を廃止できることとされています。そのため、本対応策の消長及び内容は、当社株主の合理的意思に依拠したものととなっております。

④ 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本対応策において、対抗措置発動等の運用に際して、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために実質的な判断を客観的に行う諮問機関として、特別委員会を設置しました。また、特別委員会の委員は3名以上5名以内とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社及び当社の経営陣との間に特別の利害関係を有していない社外取締役、社外監査役及び社外有識者（弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者、又はこれらに準ずる者）の中から選任されるものとしております。

⑤ 合理的な客観的発動要件の設定

本対応策は、あらかじめ定められた合理的な客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

⑥ デッドハンド型又はスローハンド型買収防衛策ではないこと

本対応策は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、大規模買付者は、自己が指名し、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会決議により、本対応策を廃止する可能性があります。従って、本対応策は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は、期差任期制を採用しておらず、また、取締役の解任決議要件の加重を行っておりませんので、本対応策は、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

株主資本等変動計算書

(自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計
						固 定 資 産 圧縮積立金	繰越利益 剰 余 金	
2018 年 4 月 1 日 残 高	11,707	5,297	8,575	13,872	2,926	959	30,924	34,810
事業年度中の変動額								
固定資産圧縮積立金の取崩						△ 14	14	—
剰 余 金 の 配 当							△ 902	△ 902
土地再評価差額金取崩額							3	3
当 期 純 利 益							4,453	4,453
自 己 株 式 の 取 得								
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	△ 14	3,568	3,554
2019 年 3 月 31 日 残 高	11,707	5,297	8,575	13,872	2,926	945	34,492	38,364

	株 主 資 本		評価・換算差額等			純 資 産 合 計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証 券評価差額金	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	
2018 年 4 月 1 日 残 高	△ 6,994	53,394	7,722	9,573	17,295	70,690
事業年度中の変動額						
固定資産圧縮積立金の取崩		—				—
剰 余 金 の 配 当		△ 902				△ 902
土地再評価差額金取崩額		3				3
当 期 純 利 益		4,453				4,453
自 己 株 式 の 取 得	△ 6	△ 6				△ 6
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			1,816	337	2,154	2,154
事業年度中の変動額合計	△6	3,547	1,816	337	2,154	5,701
2019 年 3 月 31 日 残 高	△ 7,001	56,941	9,538	9,911	19,450	76,392

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

計算書類作成のための基本となる事項の注記

① 資産の評価基準及び評価方法

イ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品・仕掛品 個別法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

ただし、製品は法人税法の規定により決算期末日前6ヵ月以内封切の映画に係る取得原価の15%を計上しております。

原材料及び貯蔵品 移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

ロ. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの 移動平均法による原価法

② 固定資産の減価償却方法

イ. 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法

ただし、大規模の賃貸資産及び1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物、構築物	2～65年
機械及び装置	2～17年

ロ. 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

ハ. 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用

- ニ. 役員退職慰労引当金 処理しております。
役員への退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

④ ヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

また、為替予約が付されている外貨建金銭債務については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を行っております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 金利スワップ、為替予約

ヘッジ対象 借入金の利息、外貨建金銭債務

ハ. ヘッジ方針

当社は金利変動リスク及び為替変動リスクを回避する目的で行っております。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

また、為替予約についても、リスク管理方針に従って為替予約の締結時に外貨建による同一金額で同一期日の予約をそれぞれ振当てているため、有効性の判定を省略しております。

⑤ その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

イ. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

ロ. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税等は発生事業年度の期間費用として処理しております。

2. 表示方法の変更に係る注記

(貸借対照表)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

(損益計算書)

前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外費用」の「支払手数料」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。なお、前事業年度の「支払手数料」は55百万円、当事業年度は2百万円であります。

前事業年度において、独立掲記しておりました「特別損失」の「減損損失」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。なお、前事業年度の「減損損失」は34百万円、当事業年度は10百万円であります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	42,278百万円
(2) 担保に供している資産	
建物	13,445百万円
土地	13,415百万円
投資有価証券	130百万円
関係会社株式	1,897百万円
計	28,889百万円

担保に供している資産に係る債務額

1年内返済予定の長期借入金	3,390百万円
長期借入金	5,120百万円
預り保証金	1,289百万円
計	9,799百万円

(3) 保証債務残高

下記会社の金融機関等からの借入に対し、債務保証を行っております。

東映フーズ(株)	323百万円
----------	--------

(4) 関係会社に対する金銭債権債務

関係会社に対する短期金銭債権	1,262百万円
関係会社に対する長期金銭債権	551百万円
関係会社に対する短期金銭債務	12,748百万円
関係会社に対する長期金銭債務	6,605百万円

(5) 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（2001年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行っております。

なお、再評価差額については、土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（1999年3月31日公布法律第24号）に基づき、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として、純資産の部に計上しております。

再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づき合理的な調整を行い算出しております。

再評価を行った年月日 2002年3月31日

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	5,042百万円
仕入高	12,868百万円
販売費及び一般管理費	3,054百万円
営業取引以外の取引による取引高	1,766百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数 普通株式 1,878,708株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減損損失	1,210百万円
退職給付引当金	1,166百万円
貸倒引当金	399百万円
役員退職慰労引当金	221百万円
資産除去債務	182百万円
賞与引当金	144百万円
投資有価証券評価損	113百万円
その他	404百万円
繰延税金資産小計	3,843百万円
評価性引当額	△ 1,712百万円
繰延税金資産合計	2,130百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 4,160百万円
固定資産圧縮積立金	△ 417百万円
その他	△ 66百万円
繰延税金負債合計	△ 4,644百万円
繰延税金資産（負債）の純額	△ 2,513百万円

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権 等の所有割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子会社	東映アニメーション(株)	2,867	アニメーションの 製作・販売	直接 34.2 間接 6.8	アニメーション 作品の制作委託等 資金の借入 役員の兼任	借入 (注1) (注2)	—	1年内返済予定 の長期借入金	3,000
						利息の支払 (注1)	35	長期借入金 そ の 他 流動負債	3,000 —
子会社	東映ビデオ(株)	27	各種ビデオソフト の製作・販売	直接 37.0 間接 63.0	ビデオ商品の 仕入等 資金の借入 役員の兼任	ビデオ商品 の仕入等 (注3)	4,026	買掛金	917
						借入の返済 借入 (注1)	3,700 3,700	短期借入金	3,700
						利息の支払 (注1)	22	そ の 他 流動負債	—
子会社	(株)東映テレビ・プロダクション	20	映像制作	直接 100.0	映像作品の 制作委託等 役員の兼任	テレビ映画 制作の委託 (注3)	4,801	未払金	900
関連会社の子会社	(株)テレビ朝日	100	放送事業	—	テレビ番組の 制作受託等 役員の兼任	テレビ番組 の制作受託 等(注3)	5,511	売掛金	591

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 借入金利率の条件は、市場金利を勘案して決定しております。

(注2) 有価証券を担保に供しております。

(注3) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

5,926円39銭

1株当たり当期純利益

345円47銭

9. 連結配当規制適用会社に関する注記

当社は、連結配当規制の適用会社であります。

〔備考〕 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計
2018 年 4 月 1 日 残 高	11,707	22,163	109,004	△ 7,508	135,366
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△ 902		△ 902
土地再評価差額金取崩額			3		3
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			10,816		10,816
自 己 株 式 の 取 得				△ 6	△ 6
連結子会社の自己株式 取得による持分の増減		△ 0			△ 0
連 結 子 会 社 株 式 の 追加取得による持分の増減		20			20
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純 額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	20	9,917	△ 6	9,930
2019 年 3 月 31 日 残 高	11,707	22,184	118,921	△ 7,515	145,297

	その他の包括利益累計額						非支配株主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
2018 年 4 月 1 日 残 高	13,221	100	9,573	4	△ 853	22,047	38,625	196,039
連結会計年度中の変動額								
剰 余 金 の 配 当								△ 902
土地再評価差額金取崩額								3
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益								10,816
自 己 株 式 の 取 得								△ 6
連結子会社の自己株式 取得による持分の増減								△ 0
連 結 子 会 社 株 式 の 追加取得による持分の増減								20
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純 額)	2,142	△ 12	337	△ 93	△ 61	2,312	5,925	8,238
連結会計年度中の変動額合計	2,142	△ 12	337	△ 93	△ 61	2,312	5,925	18,168
2019 年 3 月 31 日 残 高	15,363	87	9,911	△ 88	△ 914	24,359	44,551	214,208

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数 20 社

主要な連結子会社の名称

東映アニメーション(株)、東映ビデオ(株)、(株)ティ・ジョイ

② 非連結子会社の数 11 社

主要な非連結子会社の名称

東映フーズ(株)、東映音楽出版(株)

非連結子会社 11 社は、いずれも小規模会社であり合計の総資産、売上高、純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用している非連結子会社 1 社

東映フーズ(株)

② 持分法を適用している関連会社 2 社

(株)テレビ朝日ホールディングス、(株)シネマプラス

③ 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称

東映音楽出版(株)

持分法を適用していない非連結子会社 10 社及び関連会社 4 社は、それぞれ純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. たな卸資産

商品及び製品・仕掛品

主として個別法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

ただし、製品は主として法人税法の規定により連結決算期末日前 6 ヶ月以内封切の映画に係る取得原価の 15%を計上しております。

原材料及び貯蔵品

主として移動平均法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

ロ. 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算期末日の市場価格等に基づく時価法

評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法

ハ．デリバティブ取引

時価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く） 定率法

ただし、大規模の賃貸資産、在外連結子会社及び 1998 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに 2016 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2～65 年

機械装置及び運搬具 2～17 年

工具、器具及び備品 2～20 年

無形固定資産（リース資産を除く） 定額法

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

ハ．役員退職慰労引当金

当社及び一部の連結子会社は、役員への退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

イ．退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

ロ．数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として 12 年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。

⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。ただし、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。また、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を行っております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 金利スワップ 為替予約

ヘッジ対象 借入金の利息 外貨建金銭債務 外貨建予定取引

ハ. ヘッジ方針

当社グループは、金利変動リスク及び為替変動リスクを回避する目的で行っております。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。また、為替予約についても、リスク管理方針に従って為替予約の締結時に外貨建による同一金額で同一期日の予約をそれぞれ振当てているため、有効性の判定を省略しております。

⑦ 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税等は発生連結会計年度の期間費用として処理しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第 28 号 2018 年 2 月 16 日）を当連結会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外費用」の「支払手数料」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。なお、前連結会計年度の「支払手数料」は 55 百万円、当連結会計年度は 2 百万円であります。

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外費用」の「事務所移転費用」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。なお、前連結会計年度の「事務所移転費用」は 57 百万円、当連結会計年度は 0 百万円であります。

前連結会計年度において、「特別損失」の「その他」に含めて表示しておりました「投資有価証券評価損」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。なお、前連結会計年度の「投資有価証券評価損」は 7 百万円であります。

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「特別損失」の「減損損失」は、

金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。なお、前連結会計年度の「減損損失」は 178 百万円、当連結会計年度は 10 百万円であります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 53,975 百万円

(2) 担保に供している資産 39,233 百万円

担保に供している連結子会社株式 288 百万円は連結貸借対照表上相殺消去されております。

担保に供している資産に係る債務額

1 年内返済予定の長期借入金 390 百万円

長期借入金 2,120 百万円

その他 1,370 百万円

計 3,880 百万円

(3) 保証債務

連結子会社以外の会社の金融機関等からの借入に対し、債務保証を行っております。

東映フーズ㈱ 323 百万円

(4) 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（1998 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（2001 年 3 月 31 日公布法律第 19 号）に基づき、事業用土地の再評価を行っております。

なお、再評価差額については、土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（1999 年 3 月 31 日公布法律第 24 号）に基づき、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（1998 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 3 号に定める固定資産税評価額に基づき合理的な調整を行い算出しております。

再評価を行った年月日 2002 年 3 月 31 日

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	14,768,909 株	—	—	14,768,909 株

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	2,147,023 株	555 株	—	2,147,578 株

(変動事由の概要)

増加の要因は、単元未満株式の買取による増加であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2018年6月28日 定時株主総会	普通株式	515 百万円	40 円	2018年3月31日	2018年6月29日
2018年11月14日 取締役会	普通株式	386 百万円	30 円	2018年9月30日	2018年12月10日

(注) 1株当たり配当額 40 円には、特別配当 10 円が含まれております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	515 百万円	40 円	2019年3月31日	2019年6月28日

(注) 1株当たり配当額 40 円には、特別配当 10 円が含まれております。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、主に銀行等金融機関からの借入及び社債発行により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、債権管理の規程に沿ってリスク低減を図っております。また、有価証券及び投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っています。

デリバティブ取引は、主として外貨建の営業債務に係る為替変動リスクを回避することを目的とした為替予約取引や、支払金利の変動リスクを回避するための金利スワップ取引をヘッジ手段として利用しております。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」の「(3) 会計方針に関する事項」に記載されている「⑥ 重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。また、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019 年 3 月 31 日 (当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額 (*1)	時価 (*1)	差額
(1) 現金及び預金	58,236	58,236	—
(2) 受取手形及び売掛金	24,157	24,157	—
(3) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	536	541	5
その他有価証券	34,987	34,987	—
関連会社株式	56,685	35,095	△21,590
(4) 支払手形及び買掛金	(25,582)	(25,582)	—
(5) 長期借入金 (*2)	(12,362)	(12,367)	5
(6) デリバティブ取引 (*3)	(0)	(0)	—

(*1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(*2) 1 年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は金融機関から提示された価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており(下記(6)参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(6) デリバティブ取引

為替予約等の振当処理によるものはヘッジ対象とされている外貨建金銭債務と一体として処理しているため、その時価は当該外貨建金銭債務の時価に含めております。また、外貨建の予定取引の為替リスクのヘッジについては、取引金融機関から提示された時価に基づき、繰延ヘッジ処理を行っております。

なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記(5)参照）。

(注2)非上場株式等（連結貸借対照表計上額 1,458 百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

6. 賃貸等不動産に関する注記

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のテナントビル等（土地を含む。）を有しております。2019年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は 2,854 百万円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
39,762	△401	39,361	69,037

(注1)連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2)当連結会計年度末の時価は、主要な物件については、社外の不動産鑑定士による不動産評価に基づく金額、その他の物件は「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 13,442 円 08 銭
1株当たり当期純利益 856 円 98 銭

〔備考〕 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。